

議案第68号

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法の改正を踏まえ、子育てのための施設等利用給付に係る報告等の命令に従わない保護者、事業者等に対して過料を科する規定を設ける必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年葛飾区条例第6号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2号中「第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。